

裁判長認印



### 第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第1356号 平成26年(ワ)第145号
期 日	平成26年9月25日午前11時00分
場所及び公開の有無	福岡地方裁判所小倉支部第3民事部法廷で公開
裁判長裁判官	野々垣隆樹
裁判官	北村久美
裁判官	浦川剛
裁判所書記官	小田公則
出頭した当事者等	別紙出頭者目録記載のとおり
指 定 期 日	平成26年12月18日午前11時00分
	弁 論 の 要 領 等

原告ら

- 1 平成26年9月18日付け準備書面(1)陳述
- 2 平成26年9月18日付け準備書面(2)陳述
- 3 原告本人による意見陳述を求める。

被 告

平成26年12月11日までに、求釈明に対する回答の検討及び反論の準備書面の提出を行う。

裁判長

本期日において意見陳述は実施しない。

原告ら

上記命令に対し異議を申し立てる。

- (1) 原告本人による法廷での意見陳述は、原告らにとって重要な意義を持つもので、当事者主義及び口頭主義の見地から認められるべきであり、主張のみならず証拠としての意味合いを持つものである。
- (2) 本期日における意見陳述実施の要望は、原告らが予め前回の期日において申し出ていたところ、裁判所は期日間に可否を検討し、その結果を事前に原告らに連絡する時間的余裕があったにもかかわらず、本期日において意見陳述を実施しない旨命令するのは、学校がある日であるにもかかわらず意見陳述の用意をしてきている原告本人や原告ら代理人にとって納得できるものではない。

裁判長

上記異議申立てを却下する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 小 田 公 則



(別 紙)

出頭者目録

原告ら代理人	服部弘昭
同	石井 将
同	安元隆治
同	池上 遊
同	祖父江弘美
同	服部貴明
同	川上武志
同	江上裕之
同	柴田裕之
同	金 敏寛
同	後藤富和
原告ら復代理人	石井衆介
同	中原昌孝
同	清田美喜
被告指定代理人	早崎裕子
同	坂本由美
同	山本 悟

以 上